

川西町
介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年6月施行版)

令和6年6月

川西町で使用するコード

- ・ A 2 訪問型サービス（独自）サービスコード表
- ・ A 6 通所型サービス（独自）サービスコード表
- ・ A F 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

※緩和した基準によるサービス、短期集中予防サービスにつきましては、町の直接委託による実施となるため国保連を通じた請求は発生しません。月ごとの実績報告、請求に基づき委託料として直接支払いを行います。

【脚注】




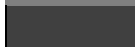
1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100
〇〇%減算	⇒	所定単位数 - 所定単位数 × 〇〇/100

2. 各項目の留意点

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス（独自） 通所型サービス（独自） 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を勘案し、 市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
	サービスコード	数字または英字とする。 英字は大文字アルファベットのみで あり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。

	表示の部分は、今回の改正で新設されたコードです。
	表示の部分は、算定要件等の変更があったコードです。
	表示の部分は、今回の改正で 廃止 されたコードです
	表示の部分は、川西町では算定を認めておらず使用しません。
赤字	表示の部分は、報酬改定により単位数が見直されたものです。

☆前回からの主な変更点

介護職員等処遇改善加算の制度改正

☆留意点

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日からの適用となります。

【川西町】 A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位			
A2 1111			訪問型独自サービス11	イ 1週当たり の標準的 な回数 を決める場 合	(1)1週に1回程度の場合 1,176単位		1,176	1月につき		
A2 2111			訪問型独自サービス11日割		日割の場合	+ 30.4日	39単位	39	1日につき	
A2 1211			訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2,349単位			2,349	1月につき	
A2 2211			訪問型独自サービス12日割		日割の場合	+ 30.4日	77単位	77	1日につき	
A2 1321			訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727単位			3,727	1月につき	
A2 2321			訪問型独自サービス13日割		日割の場合	+ 30.4日	123単位	123	1日につき	
A2 2411			訪問型独自サービス21	ロ 1月当 たりの回 数を定め る場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287			
A2 2511			訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合			179	1回につき	
A2 2621			訪問型独自サービス23		(3)所要時間20分以上45分未満の場合			220		
A2 1411			訪問型独自短時間サービス		(3)所要時間45分以上の場合			163	1回につき	
A2 C211			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当 たりの標準 的な回数 を決める場 合	(1)1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	
A2 C220			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	+ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2 C212			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき
A2 C213			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	+ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2 C214			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき
A2 C215			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	+ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき	
A2 C216			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当 たりの回 数を定め る場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		3単位減算	-3		
A2 C217			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合			2単位減算	-2	1回につき
A2 C218			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(3)所要時間20分以上45分未満の場合			2単位減算	-2	
A2 C219			訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)所要時間45分以上の場合			2単位減算	-2	1回につき
A2 6001			訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一 建物の利用 者等にサー ビスを行 う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2 6003			訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者又は50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2 6002			訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2 8000			訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算				1月につき	
A2 8001			訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算				1日につき	
A2 8002			訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算				1回につき	
A2 8100			訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等 における小 規模事業所 加算	所定単位数の10%加算				1月につき	
A2 8101			訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算				1日につき	
A2 8102			訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算				1回につき	
A2 8110			訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等 に居住する 者へのサー ビス提供加 算	所定単位数の5%加算				1月につき	
A2 8111			訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算				1日につき	
A2 8112			訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の5%加算				1回につき	
A2 4001			訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算			200		
A2 4003			訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	1月につき	
A2 4002			訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2 6102			訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	1回につき50単位加算(1月に1度を限度)			50	1回につき	
A2 6269			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2 6270			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000 加算			
A2 6271			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000 加算			
A2 6380			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000 加算			
A2 6381			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		所定単位数の221/1000 加算			
A2 6382			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)		所定単位数の208/1000 加算			
A2 6383			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)		所定単位数の200/1000 加算			
A2 6384			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)		所定単位数の187/1000 加算			
A2 6385			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)		所定単位数の184/1000 加算			
A2 6386			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)		所定単位数の163/1000 加算			
A2 6387			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)		所定単位数の163/1000 加算			
A2 6388			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)		所定単位数の158/1000 加算			
A2 6389			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)		所定単位数の142/1000 加算			
A2 6390			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)		所定単位数の139/1000 加算			
A2 6391			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)		所定単位数の121/1000 加算				
A2 6392			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)		所定単位数の118/1000 加算				
A2 6393			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)		所定単位数の100/1000 加算				
A2 6394			訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)		所定単位数の76/1000 加算				
A2 6278			訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000 加算		1月につき	
A2 6279			訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000 加算			
A2 6281			訪問型独自サービスペースアップ等支援加算	チ 介護職員等ペースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算				1月につき	

※ [] の網掛け部分は、川西町では使用しません。

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日からの適用となります。

【川西町】 A6 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 1,798単位	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11 日割		日割の場合 +30.4日	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2 3,621単位	3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12 日割		日割の場合 +30.4日	119	1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで 436単位	436	1回につき		
A6	1123	通所型独自サービス22	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで 447単位	447	1回につき			
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11 日割			日割の場合+30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12 日割			日割の場合+30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止措置未実施減算22	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11 日割			日割の場合+30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12 日割			日割の場合+30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4	1回につき		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算 日割		所定単位数の5%加算		1日につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算 回数		所定単位数の5%加算		1回につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	1月につき	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	1月につき	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	1月につき	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150単位加算	150	1月につき	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2)口腔機能向上加算(II)	160単位加算	160	1月につき	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480	1月につき	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1 88単位加算	88	1月につき	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2		事業対象者・要支援2	176単位加算	176	1月につき	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1 72単位加算	72	1月につき	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2		事業対象者・要支援2	144単位加算	144	1月につき	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1 24単位加算	24	1月につき	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2		事業対象者・要支援2	48単位加算	48	1月につき	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1度を限度)	100単位加算	100	1回につき	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II			200単位加算	200	1回につき	
A6	6200	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算1	ル 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)	5単位加算	5	1回につき	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の92/1000 加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の90/1000 加算		1月につき	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の80/1000 加算		1月につき	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位数の64/1000 加算		1月につき	
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1		(5)介護職員処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位数の81/1000 加算		1月につき
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算 V 2			(一)介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位数の76/1000 加算		1月につき
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算 V 3			(一)介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位数の79/1000 加算		1月につき
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算 V 4			(一)介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位数の74/1000 加算		1月につき
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算 V 5			(一)介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位数の65/1000 加算		1月につき
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算 V 6			(一)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算 V 7			(一)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の56/1000 加算		1月につき
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算 V 8			(一)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の69/1000 加算		1月につき
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算 V 9			(一)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の54/1000 加算		1月につき
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算 V 10			(一)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の45/1000 加算		1月につき
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算 V 11	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の53/1000 加算		1月につき		
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算 V 12	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の43/1000 加算		1月につき		
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算 V 13	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の44/1000 加算		1月につき		
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算 V 14	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の33/1000 加算		1月につき		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000 加算		1月につき	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000 加算		1月につき	
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算		1月につき	

※ の網掛け部分は、川西町では使用しません。

※ 業務継続計画未策定減算については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備(感染症防止指針)」及び「非常災害に関する具体的計画の策定(非常災害対策計画)」を行っている場合、令和7年3月31日までの間は減算を適用しません。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位		
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	事業対象者・要支援2			定員超過の場合 ×70%	
A6	8001	通所型独自サービス11・定額					イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位
A6	8002	通所型独自サービス11 日割・定額	59単位	41	1日につき					
A6	8011	通所型独自サービス12・定額	3,621単位	2,535	1月につき					
A6	8012	通所型独自サービス12 日割・定額			119単位			83	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21 回数・定額	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月中4回まで	436単位			305	1回につき	
A6	8013	通所型独自サービス22 回数・定額		事業対象者・要支援2 ※1月中5回まで	447単位			313		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位		
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	事業対象者・要支援2			看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠					イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位
A6	9002	通所型独自サービス11 日割・人欠	59単位	41	1日につき					
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	3,621単位	2,535	1月につき					
A6	9012	通所型独自サービス12 日割・人欠			119単位			83	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21 回数・人欠	ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月中4回まで	436単位			305	1回につき	
A6	9013	通所型独自サービス22 回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月中5回まで	447単位			313		

※ [] の網掛け部分は、川西町では使用しません。

【川西町】 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	442単位	442	1月につき	
AF	2325	介護予防ケア・虐待	事業対象者・要支援1・2・ 要介護1・2・3・4・5 高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	4単位減算	438		
AF	2425	介護予防ケア・虐待・乗継		業務継続計画未策定減算	4単位減算		434
AF	2411	介護予防ケア・乗継		業務継続計画未策定減算	4単位減算		438
AF	4001	介護予防ケア初回加算		ロ 初回加算	300単位加算		300
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 介護予防ケアマネジメント委託連携加算	300単位加算	300		

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日からの適用となります。